

# 浦野家通信



〒550-0012  
大阪市西区立売堀  
1丁目9-10  
HOWAビル701号  
Tel:06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第76号  
発行人：所員一同

料金別納  
郵便

新年あけましておめでとうございます。  
旧年中も皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

本年からは、インボイス制度も始まり、  
現場においては混乱を招く事もあるかもしれません。  
また、コロナ融資の返済も始まり資金繰りを圧迫する企業様も出  
てくるかと思われまます。

浦野会計事務所では、できる限り  
皆様のサポートさせて頂ければと思っておりますので、  
本年もよろしくお願いいたします。

代表税理士 浦野 充敏

## 適格請求書発行事業者の登録後の通知について

インボイス制度に向けて適格請求書発行事業者の登録確認書を  
記載いただいた事業者様については、登録申請をしています。  
申請後、1か月以内くらいには紙面もしくはWEBにて  
登録完了のお知らせが届いております。  
こちらでも確認させていただきWEBに来ているものについては  
ご連絡させていただいておりますが  
もし、お知らせが届いていないということがあれば  
確認させていただきますのでご連絡ください。  
よろしくお願いいたします。

## 償却資産の申告について

1月中に償却資産の申告があります。  
12月末までに仕入以外で10万円以上の  
事業用の備品などの購入があれば申告が  
必要になります。  
こちらからも確認させていただきますので  
担当までご連絡ください。

## 1月の税務

- 10日(火)  
・12月分源泉所得税住民税の特別徴収税額の納付
- 20日(金)  
・納期の特例を受けている場合  
7月～12月の源泉所得税の納付
- 31日(火)  
・11月決算法人の確定申告と納税  
・5月決算法人の中間申告と納税  
・2月、5月、8月決算法人の消費税の三か月ごとの中間申告  
・12月分社会保険料納付  
・償却資産(固定資産税)の申告



## 税制改正大綱（令和5年度）が発表されました

来年度（令和5年度）の税制改正大綱が12月16日に財務省より発表されました。

「税制改正大綱」とは政府が各省庁から税制度の改正事項について要望を募り、その要望をもとに与党の税制調査会が中心となって翌年度以降の税制改正の方針をまとめ閣議決定されたものを言います。

この税制改正大綱をもとに政府は税制改正法案を作成し来年1月の通常国会に提出され審議・可決されると法案成立となり翌年度から新しい税制が施行されるということになります。

つまり税制改正大綱は、来年度の税制に関する法律改正のたたき台といえるものです。

さて今回の税制改正大綱のポイントとなる事項としては次のようなものがあげられます。

### ①所得税関係

- ・新NISA制度の創設により投資額の生涯非課税金額・年間の非課税投資額の拡充
- ・非課税の期間の撤廃

### ②相続税

- ・相続時精算課税制度により行われた贈与についても、課税価格から毎年110万円の基礎控除が出来るようになります。

- ・暦年贈与により生前に贈与を受けていた財産について、相続時に加算される贈与期間 相続前3年間から相続前7年間に延長されます。ただし、延長した4年間の贈与について総額100万円までは相続財産に加算しない措置が取られます。

### ③法人税

- ・中小企業のための優遇税制である中小企業投資促進税制（7%税額控除・30%特別償却）と中小企業経営強化税制（10%税額控除・100%即時償却）適用期限の2年延長。



2023年の干支は、「癸卯（みずのとう）」

「干支」と「十二支」が、同じ意味だと思っている方が多いと思いますが、違いをご存知でしょうか。「干支」は、「十干」（じっかん）と「十二支」（じゅうにし）を組み合わせたものになります。

「十二支」はご存知の通り、子（ねずみ）・丑（うし）・寅（とら）・卯（うさぎ）・辰（たつ）・巳（へび）・午（うま）・未（ひつじ）・申（さる）・酉（とり）・戌（いぬ）・亥（いのしし）と、その年を12種類の動物になぞらえたものです。

「十干」は、甲（こう）・乙（おつ）・丙（へい）・丁（てい）・戊（ぼ）・己（き）・庚（こう）・辛（しん）・壬（じん）・癸（き）と、1から10までを数える言葉です。

2023年は、十二支は「卯」、十干は「癸」となり、干支は「癸卯（みずのとう）」となります。

「癸」は、十干の最後ということで、物事の終わりと始まりを意味があります。

「卯」は、安全や温和、また跳ね上がるという意味があり、組み合わせると、これまでの努力が身を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になるといわれています。そんな1年を迎えられるといいですね。



皆様初夢は見ましたでしょうか？

初夢は、その名のとおり、**新年になって初めて見る夢**のことです。

現在でも不思議な夢や印象に残る夢を見ると夢の意味を調べる夢占いがありますが、昔の人にとって夢は神仏からのお告げとさらに意味があるものだったそうです。

ちなみに初夢とは、

元日の夜から2日の明け方に見る夢

つまり『1月1日の夜に寝て、

2日の朝に起きるまでに見る夢が初夢』です。

今年もよい一年になるといいですね！

